

大阪市告示第900号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年6月30日

大阪市長 横山英幸

| 施設名             | 年 月 日                        | 供用時間      |
|-----------------|------------------------------|-----------|
| 大阪市立<br>鶴見緑地プール | 令和8年7月18日（土）から<br>同月20日（月）まで | 午前8時30分から |
|                 | 令和8年7月25日（土）から<br>同月26日（日）まで | 午後9時まで    |

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）